

議案第64号

南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例

南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例を別紙のとおり提出する。

令和2年9月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

南風原町国土強靱化地域計画を策定するにあたり、新たに南風原町国土強靱化地域計画策定委員会を設置する必要があるため提案する。

南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき、南風原町国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定等に関し、必要な事項を審議するため、南風原町国土強靱化地域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の基本的な方針に関すること。
- (2) 計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) 町職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(報酬等)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の規定による。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、専門事項について特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(資料の提出等)

第9条 委員会は、必要に応じ、町に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

